



## 紹介状をお持ちでない方へ

当院では、初診時に他の保険医療機関からの紹介状を持たずに受診される方に対して、初診料とは別に初診時選定療養費として5,400円（歯科口腔外科の場合、3,240円）を負担していただいております。

地域医療連携の推進のため、「軽易な診療」や「初期診療」の際は、まずかかりつけ医（開業医）を受診していただきますようお願いいたします。

Q1 選定療養費とはなんですか？

A1 健康保険法に定められた制度で、患者様が通常の保険診療とは別に、追加的な医療サービスを受けることを選定した際に発生する特別の費用負担のことです。わかりやすいものとして、入院時の個室料、歯科の金属材料差額などがあります。

初診時選定療養費とは、選定療養費のうち200床以上の病院を受診した際の初診料にかかる費用で、病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、患者様が、他の医療機関からの紹介なしに200床以上の病院を選択して受診した場合に算定できるものとされています。なお、平成28年度の診療報酬改定により、500床以上の地域医療支援病院は初診時選定療養費を徴収することが義務付けられ、併せて再診時選定療養費を徴収することも義務付けられました。小牧市民病院は、この「500床以上の地域医療支援病院」に該当します。

Q2 初診時選定療養費は、どのような場合に支払わなければならないのですか？

A2 他の医療機関からの紹介状なしで受診された初診患者さんは徴収の対象となります。ただし、厚生労働省の定めにより、次の要件を満たす患者さんは徴収の対象外となります。

- ① 生活保護の患者さん
- ② 国の公費負担医療制度の受給対象患者さん
- ③ 障害者医療など疾患に由来する公費を適用する患者さん
- ④ 救急の患者さん

（小牧市民病院においては、緊急入院や緊急手術など緊急性の高い患者さん）

なお、小牧市民病院では初診時選定療養費を5,400円（歯科口腔外科の場合、3,240円）としております。

Q3 再診時選定療養費は、どのような場合に支払わなければならないのですか？

A3 再診時選定療養費は、主治医が他医療機関への紹介を行う申し出をしたにも関わらず、患者さんが自らの希望で当院を継続受診する場合に受診のつど徴収します。ただし、初診時選定療養費の徴収対象外とする要件に該当する患者さんからは徴収しません。

なお、小牧市民病院では再診時選定療養費を2,700円（歯科口腔外科の場合、1,620円）としております。

Q4 救急車で搬送されて受診する場合、初診時選定療養費はかかりますか？

A4 救急車で搬送されるケースでも、必ずしも重篤ではない患者さんも見えます。緊急入院の場合や緊急手術などの重篤な状態であれば徴収しませんが、軽度な症状であれば徴収対象となります。

Q5 救急外来を休日や夜間に受診時するとき、初診時選定療養費はかかりますか？

A5 小牧市民病院におきましては、高度急性期医療を担う医療機関としての救急医療体制を確保するため、休日や夜間であっても緊急入院の場合や緊急手術などの重篤な状態でなければ徴収対象としております。

Q6 保険証を忘れて受診する場合は、初診時選定療養費はかかりますか？

A6 保険証を忘れて受診される場合は、保険診療と同様の取扱いとなりますので徴収対象となります。お産などの保険診療ではない場合は徴収対象とはなりません。

Q7 “初診”とはどのような場合をいいますか？

A7 「当院を初めて受診する場合」や「過去に受診歴はあるが、すでに治癒または自己都合により中断した後に受診した場合」などが上げられます。

A8 厚生労働省は、初期治療は開業医で診察していただき、高度な医療は大病院で診察していただくという、地域完結型の医療を行うために、「かかりつけ医をもっていただくこと」、「初診の方はまずかかりつけ医を受診していただくこと」を推進しております。小牧市民病院のような500床以上の地域医療支援病院では、初診時および再診時の選定療養費を徴収することが義務付けられています。

Q9 地域医療連携を推進してどうなるのですか？

A9 初期治療、継続的な治療は開業医の先生が力を発揮する分野であり、高度な医療機器を使った検査や手術などは、設備の整った病院でなくては対応できません。そのような病院に軽易な患者さんが多数受診すると、高度な医療を必要としている重篤な患者さんの診療が遅れてしまうことが考えられます。

まずは開業医を受診して、開業医の先生の判断で設備の整った病院を受診することが、お互いの得意分野を生かし、患者様、病院双方にとって良い結果をもたらすものと考えます。